

# 能代市森林整備変更計画書

計画期間

自 平成30年4月 1日

至 平成40年3月31日

(平成31年3月変更)

秋 田 県  
能 代 市

## 目 次

|   |           |
|---|-----------|
| <b>I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項</b>                     | • • • • 1 |
| 1 森林整備の現状と課題  | • • • 1   |
| 2 森林整備の基本方針   | • • • 1   |
| 3 森林施業の合理化に関する基本方針                                      | • • • 1   |
| <b>II 森林整備に関する事項</b>                                    | • • • • 1 |
| <b>第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）</b>                 | • • • • 1 |
| 1 樹種別の立木の標準伐期齢  | • • • 1   |
| 2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法                                      | • • • 1   |
| 3 その他必要な事項  | • • • 1   |
| <b>第2 造林に関する事項</b>                                      | • • • • 1 |
| 1 人工造林に関する事項  | • • • 1   |
| 2 天然更新に関する事項  | • • • 1   |
| 3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在                               | • • • 1   |
| 4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準               | • • • 1   |
| 5 その他必要な事項  | • • • 1   |
| <b>第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他<br/>間伐及び保育の基準</b> | • • • • 1 |
| 1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法                             | • • • 1   |
| 2 保育の種類別の標準的な方法   | • • • 1   |
| 3 その他必要な事項  | • • • 1   |
| <b>第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項</b>                          | • • • • 2 |
| 1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法                         | • • • 2   |
| 2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の<br>区域及び当該区域内における施業の方法 | • • • 2   |
| 3 その他必要な事項  | • • • 2   |
| <b>第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項</b>                 | • • • • 2 |
| 1 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針                         | • • • 2   |
| 2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するため<br>の方策                | • • • 2   |
| 3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項                              | • • • 2   |
| 4 森林経営管理制度の活用に関する事項                                     | • • • 2   |
| 5 その他必要な事項  | • • • 3   |

|           |  |                  |
|-----------|--|------------------|
| <b>第6</b> | <b>森林施業の共同化の促進に関する事項</b>                 | <b>・ ・ ・ ・ 3</b> |
| 1         | 森林施業の共同化の促進に関する方針                        | ・ ・ ・ 3          |
| 2         | 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策                | ・ ・ ・ 3          |
| 3         | 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項                   | ・ ・ ・ 3          |
| 4         | その他必要な事項                                 | ・ ・ ・ 3          |
| <b>第7</b> | <b>作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項</b>    | <b>・ ・ ・ ・ 3</b> |
| 1         | 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項    | ・ ・ ・ 3          |
| 2         | 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項            | ・ ・ ・ 3          |
| 3         | 作業路網の整備に関する事項                            | ・ ・ ・ 4          |
| 4         | その他必要な事項                                 | ・ ・ ・ 4          |
| <b>第8</b> | <b>その他必要な事項</b>                          | <b>・ ・ ・ ・ 5</b> |
| 1         | 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項                    | ・ ・ ・ 5          |
| 2         | 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項          | ・ ・ ・ 5          |
| 3         | 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項              | ・ ・ ・ 5          |
| <b>Ⅲ</b>  | <b>森林の保護に関する事項</b>                       | <b>・ ・ ・ ・ 5</b> |
| <b>第1</b> | <b>鳥獣害の防止に関する事項</b>                      | <b>・ ・ ・ 5</b>   |
| 1         | 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法            | ・ ・ ・ 5          |
| 2         | その他必要な事項                                 | ・ ・ ・ 5          |
| <b>第2</b> | <b>森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項</b> | <b>・ ・ ・ ・ 5</b> |
| 1         | 森林病虫害等の駆除及び予防の方法                         | ・ ・ ・ 5          |
| 2         | 鳥獣害対策の方法                                 | ・ ・ ・ 5          |
| 3         | 林野火災の予防の方法                               | ・ ・ ・ 5          |
| 4         | 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項             | ・ ・ ・ 5          |
| 5         | その他必要な事項                                 | ・ ・ ・ 5          |
| <b>Ⅳ</b>  | <b>森林の保健機能の増進に関する事項</b>                  | <b>・ ・ ・ ・ 5</b> |
| 1         | 保健機能森林の区域                                | ・ ・ ・ 5          |
| 2         | 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項 | ・ ・ ・ 5          |
| 3         | 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項            | ・ ・ ・ 5          |
| 4         | その他必要な事項                                 | ・ ・ ・ 5          |
| <b>Ⅴ</b>  | <b>その他森林の整備のために必要な事項</b>                 | <b>・ ・ ・ ・ 6</b> |
| 1         | 森林経営計画の作成に関する事項                          | ・ ・ ・ 6          |
| 2         | 生活環境の整備に関する事項                            | ・ ・ ・ 6          |
| 3         | 森林整備を通じた地域振興に関する事項                       | ・ ・ ・ 6          |
| 4         | 森林の総合利用の推進に関する事項                         | ・ ・ ・ 6          |
| 5         | 住民参加による森林の整備に関する事項                       | ・ ・ ・ 6          |
| 6         | 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項                     | ・ ・ ・ 6          |
| 7         | その他必要な事項                                 | ・ ・ ・ 6          |

## I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

### 1 森林整備の現状と課題

変更なし

### 2 森林整備の基本方針

変更なし

### 3 森林施業の合理化に関する基本方針

変更なし

## II 森林整備に関する事項

### 第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

#### 1 樹種別の立木の標準伐期齢

変更なし

#### 2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

変更なし

#### 3 その他必要な事項

変更なし

### 第2 造林に関する事項

#### 1 人工造林に関する事項

変更なし

#### 2 天然更新に関する事項

変更なし

#### 3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

変更なし

#### 4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

変更なし

#### 5 その他必要な事項

変更なし

### 第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

#### 1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

変更無し

#### 2 保育の種類別の標準的な方法

変更なし

#### 3 その他必要な事項

間伐及び保育を行う際には、林地の保全に配慮し、必要に応じて林地残材や枝条を集積し、災害の防止に努めるものとする。また、森林の状況に応じて高性能林業機械の活用や列状間伐の導入など効率的な施業を図るものとする。なお、局所的な森林の生育状況の差

違等を踏まえ、「標準的な方法」に従って間伐又は保育を行ったのでは十分に目的を達することができないと見込まれる森林について特に次の点に留意することとする。

間伐：林道の整備の遅れにより間伐が十分に実施されていない地区の人工林については、風害に留意し、間伐の繰り返し期間は5年程度として、5～8%の間伐率（材積）による間伐を実施することとする。

下刈：雑草木の繁茂が著しく林木の成長が遅い地区については、標準的な方法に示す林齢を超える森林についても、必要に応じ、造林木の高さが雑草木のおおむね1.5倍程度になるまで追加して行うこと。

蔓切り：蔓類の繁茂の著しい、沢沿いの箇所については、必要に応じ2～3年に1回、立木の生育に支障をきたさないよう実施する。

#### 第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

##### 1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 水源の涵養や機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 変更無し

イ 施業の変更

(2) 土地に関する災害の防止機能及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林、その他水源涵養機能維持増進森林以外の森林

ア 変更無し

イ 施業の方法

##### 2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 区域の設定

変更なし

(2) 施業の方法

##### 3 その他必要な事項

変更なし

#### 第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

##### 1 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針

変更なし

##### 2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

変更なし

##### 3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

変更なし

##### 4 森林経営管理制度の活用に関する事項

(1) 森林所有者が自ら森林組合等に施業の委託を行うなどにより森林の経営管理を実行することができない場合には、森林経営管理制度の活用を図り、森林所有者から

経営管理権を取得した上で、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に経営管理実施権を設定するとともに、経営管理実施権の設定が困難な森林及び当該権利を設定するまでの間の森林については、森林環境譲与税を活用しつつ、市町村森林経営管理事業を実施することにより、適切な森林の経営管理を推進する。

(2) 経営管理権集積計画又は経営管理実施権配分計画の作成に当たっては、本計画に定められた公益的機能別施業森林や木材の生産機能維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林等における施業の方法との整合性に留意する。

(3) 経営管理権又は経営管理実施権の設定された森林又は設定が見込まれる森林については、当該森林の状況等に応じて公益的機能別施業森林又は木材の生産機能維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域に位置付けるとともに、市町村森林経営管理事業を行った森林については、必要に応じ保安林指定に向けた対応を行い、当該区域において定める森林施業等の確実な実施を図る。

## 5 その他必要な事項

変更なし

## 第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

### 1 森林施業の共同化の促進に関する方針

変更なし

### 2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

変更なし

### 3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

変更なし

### 4 その他必要な事項

変更なし

## 第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

### 1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システム路網の整備に関する事項

変更なし

### 2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

計画期間内に路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）は次のとおりとする。

| 路網整備等推進区域 | 面積 (ha) | 開設予定路線   | 開設予定延長 (km) | 対図番号 | 備考 |
|-----------|---------|----------|-------------|------|----|
| 西ノ沢船打沢    | 39      | 西ノ沢船打沢北線 | 1.5         | ①    |    |
| 西ノ沢船打沢    | 66      | 西ノ沢船打沢南線 | 1.4         | ②    |    |

|       |     |        |     |   |  |
|-------|-----|--------|-----|---|--|
| 不動前   | 115 | 不動前線   | 2.8 | ③ |  |
| 不動前   | 52  | 第二不動前線 | 2.3 | ④ |  |
| 田ノ沢悪戸 | 100 | 田ノ沢悪戸線 | 2.7 | ⑤ |  |

### 3 作業路網の整備に関する事項

#### (1) 基幹路網に関する事項

##### ア 基幹路網の作設にかかる留意点

変更なし

##### イ 基幹路網の整備計画

##### イ 基幹路網の整備計画

林道の開設に当たっては、森林の利用形態や地形・地質等に応じ林業専用道を導入するなど、丈夫で簡易な規格・構造を柔軟に選択するとともに、森林施業の優先順位に応じた整備を推進することとします。

| 開設/<br>拡張 | 種類   | 区分        | 位置<br>(字、林班等) | 路線名              | 延長<br>(km) | 利用区<br>域面積<br>(ha) | 前半5<br>カ年の<br>計画箇<br>所 | 対<br>図<br>番<br>号 | 備<br>考 |
|-----------|------|-----------|---------------|------------------|------------|--------------------|------------------------|------------------|--------|
| 開設        | 自動車道 | 林業<br>専用道 | 起 12<br>終 10  | 西ノ沢<br>船打沢<br>北線 | 1.5        | 39                 | ○                      | ①                |        |
| 開設        | 自動車道 | 林業<br>専用道 | 起 12<br>終 11  | 西ノ沢<br>船打沢<br>南線 | 1.4        | 66                 | ○                      | ②                |        |
| 開設        | 自動車道 | 林業<br>専用道 | 起 70<br>終 69  | 不動前<br>線         | 2.8        | 115                | ○                      | ③                |        |
| 開設        | 自動車道 | 林業<br>専用道 | 起 69<br>終 69  | 第二不<br>動前線       | 2.3        | 52                 | ○                      | ④                |        |
| 開設        | 自動車道 | 林業<br>専用道 | 起 3<br>終 3    | 田ノ沢<br>悪戸線       | 2.7        | 100                | ○                      | ⑤                |        |
| 改良        | 自動車道 | 林道        | 59            | 常盤線              | 5.0        | —                  | ○                      | ⑥                |        |

##### ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

変更なし

#### (2) 細部路網に関する事項

変更なし

### 4 その他必要な事項

変更なし

## 第8 その他必要な事項

### 1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

変更なし

### 2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

変更なし

### 3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

変更なし

## Ⅲ 森林の保護に関する事項

### 第1 鳥獣害の防止に関する事項

#### 1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

変更なし

#### 2 その他必要な事項

変更なし

### 第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

#### 1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法

変更なし

#### 2 鳥獣害対策の方法

変更なし

#### 3 林野火災の予防の方法

変更なし

#### 4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

変更なし

#### 5 その他必要な事項

変更なし

## Ⅳ 森林の保健機能の増進に関する事項

### 1 保健機能森林の区域

変更なし

### 2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項

変更なし

### 3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

変更なし

### 4 その他必要な事項

変更なし



## V その他森林の整備のために必要な事項

### 1 森林経営計画の作成に関する事項

#### (1) 森林経営計画の作成に関する事項

森林経営計画を作成するに当たり、次に掲げる事項について適切に計画することとする。

ア IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽

イ IIの第4の公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

ウ IIの第5の3の森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第6の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

エ IIIの森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他森林の保護に関する事項

なお、経営管理実施権が設定された森林については、森林経営計画を樹立して適切な施業を確保することが望ましいことから、経営管理実施権配分計画が公告された後、林業経営者は、当該森林について森林経営計画の作成に努めることとする。

#### (2) 森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域

変更なし

### 2 生活環境の整備に関する事項

変更なし

### 3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

変更なし

### 4 森林の総合利用の推進に関する事項

変更なし

### 5 住民参加による森林の整備に関する事項

変更なし

### 6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

計画期間内における市町村森林経営管理事業計画

| 区域 | 作業種 | 面積 | 備考 |
|----|-----|----|----|
|    |     |    |    |

### 7 その他必要な事項

変更なし